

第六十三回 参議院法務委員会會議録第三号

昭和四十五年三月十二日(木曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

三月十二日

辞任

木島 義夫君

補欠選任

玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

小平 芳平君

後藤 義隆君

龜田 得治君

山田 徹一君

上田 稔君

江藤 智君

玉置 猛夫君

山崎 竜男君

小林 武君

小林 武治君

大竹 太郎君

安原 美穂君

伊藤 榮樹君

新谷 正夫君

降矢 敬義君

寺田 治郎君

大内 恒夫君

佐藤 千速君

二見 次夫君

説明員

法務省人國管理 西澤憲一郎君
局総務課長

本日の會議に付した案件

○訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(法務省及び裁判所の管轄等に関する件)

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、木島義夫君が委員を辞任され、その補欠

として玉置猛夫君が選任されました。

○委員長(小平芳平君) 訴訟費用臨時措置法の一

部を改正する法律案及び戸籍法の一部を改正する

法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたしま

す。小林法務大臣。

○國務大臣(小林武治君) 訴訟費用臨時措置法の

一部を改正する法律案について、その趣旨を説明

いたします。

この法律案は、民事訴訟及び刑事訴訟の証人、

鑑定人等の日当、宿泊料等の最高額をそれぞれ増

額しようとするものであります。

第一点は、日当の増額であります。現在、民事

訴訟における当事者及び証人並びに刑事訴訟にお

ける証人の各日当は、その最高額を千三百円と定

められ、また、民事訴訟における鑑定人等及び刑

事訴訟における鑑定人、国選弁護人等の各日当

は、その最高額を千五百円と定められていたこと

であります。最近における経済変動等を考慮いたし

まして、いづれもその最高額を引き上げることと

し、当事者及び証人の日当につきましては千六百

円に、また鑑定人、国選弁護人等の日当につきま

しては千四百円に、それぞれ改めようとするもの

であります。

第二点は、宿泊料並びに鉄道及び汽船の通ずる

水路を除く旅費すなわちいわゆる車賃の増額であ

ります。現在、民事訴訟及び刑事訴訟における証

人、鑑定人等の宿泊料及び車賃の最高額は、国家

公務員が出張した場合に支給する宿泊料及び車賃

の定額に準じて、宿泊料については特別区の存す

る地等においては二千円以内、その他の地におい

ては千六百円以内と定められ、車賃については一

キロメートルごとに八円以内と定められていたの

であります。政府におきましては、国家公務員の

旅行の実情等にかんがみ、国家公務員について内

国旅行における宿泊料等の定額を引き上げる必要

を認め、別途今国会に国家公務員等の旅費に関す

る法律の一部を改正する法律案を提出いたしまし

たが、証人等の宿泊料及び車賃につきましても、

右の法律案における取り扱いに準じて、それぞれ

その最高額を引き上げる必要があると考えられま

すので、今回、宿泊料につきましても、特別区

の存する地等においては二千七百円、その他の地

においては二千三百円、車賃につきましても一キ

ロメートルごとに十三円に改めようとするものであ

ります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決く

ださいようお願いいたします。

次に、戸籍法の一部を改正する法律案につきま

して、その趣旨を御説明いたします。

現行戸籍法によれば、出生及び死亡の届け出

は、事件発生地においてすべきものと限定されて

おりますが、届け出人の便宜をはかるため、事件

本人の本籍地または届け出人の所在地とするもの

とするほか、事件発生地でもすることができるよう

うに、戸籍法の一部を改正しようとするものであ

ります。

なお、これに伴い、戸籍法と同様の趣旨で定め

られている死産の届け出に関する規程及び墓地、

埋葬等に関する法律等の一部につきましても、附

則において、戸籍法の改正と同趣旨の整理をしよ

うとするものであります。

以上が戸籍法の一部を改正する法律案の趣旨で

あります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決く

ださいようお願いいたします。

○委員長(小平芳平君) 以上で説明は終了いたし

ました。

両案に対する自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(小平芳平君) 次に、檢察及び裁判の運

営等に関する調査を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○龜田得治君 先般、参議院の法務委員会が国政

調査のための委員派遣がありまして、その際に現

地においていろいろ要望もあり、またわれわれと

してもなるほどこういう問題は至急処理しなけれ

ばならぬというふうな問題に若干ぶち当たったわ

けでありまして、そういう点につきまして具体的に

ひとつ指摘をして大臣ほか関係者の御意向を

承っておきたいと思ひます。

これは、単に承るだけじゃなしに、何とか処理

を一つずつしていかねばならない、こういう趣旨

でお伺いするわけでありまして、いろいろござい

ますが、まず法務省関係から順次申し上げたいと思

ひます。

法務省関係で、まず第一は、神戸市の法務合同

庁舎、ここに暖房用の石炭燃料ボイラーが現在使

われておるわけですが、ここから出る煙が近隣か

ら非常に苦情が出ておるわけです。これに対して

は、昨年の四月十八日に、神戸市の衛生局長から

も神戸地検の検事正に対して勧告文が来ております。あるいはまた、資料によりまして、橋通附近住民、こういう署名で検察庁に対しては、きき舞い込んでおりますが、そのほかの中にはこういうことが書いてある。「拝啓一筆書言申し入れますが公害に關しきびしく市民に対処する貴庁が暖房の噴煙を一度とくに御覧下され度く役人の身勝手あきれ申し短時間とは云へ今後共続く節はフィルムに取り本庁又はマスコミの話題にいたします事御承知下さる様、こういう投書が行っております。お聞きしてみると、あそこは官庁街ですが、もとはみな石炭ボイラーを使っていたようですが、最近ではほとんど重油燃料に切りかえて、この法務合同庁舎のものだけがこういうふうに取り残されておる。そのため非常に目立つわけなんです。これは法務省にも何とか早くこのことを解決してほしい要望が地元の役所からも出ておるようですが、いまだに片づかないで困っておるんだ。これはまことにものともなかなんでして、その後この問題について何か具体的な処理の方針というものをきめられたのかどうか、まずこの点をお伺いいたします。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘をいただきました、たいへん恐縮でございます。先生の御指摘のように、昨年十一月ごろ現地から、いろいろ暖房用ボイラーのことで近隣から苦情が出ておるし、神戸市からも勧告を受けておるといふ実情の報告がございました。さう私どもでも現場を見まして、これは取りかえなければいけませんというふうな判断したわけでございますが、何せ取りかえ作業中暖房が切れてしましますので、現在のところでは、この冬暖房期が終わり次第重油燃料のものに切りかえたい、こういうふうな考えております。

○龜田得治君 取りかえの工事というのは、期間は相当かかるのですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 私もしろうとでございまして、詳細を熟知いたしません、工事額にいたしまして約五百万円くらいのもので、やはりか

れこれ一カ月くらいはボイラーがとまってしまふんじゃないかというふうな考えております。

○龜田得治君 これはもう少し何か事前の準備等をきかんとやればもっと早くできるんじゃないかというふうな、これはしろうとなりに考えるんですがね。まあ、家の修繕でも、このごろは外でちゃんと仕組んできて、実際の工事現場では非常に短時間でやる。この技術の進歩しておるときですからね、一カ月もかかりやせぬんじゃないかと私思うんですがね。で、やはりこれは法を守る立場の検察庁のことですからね、それが一週間ぐらいで片づくものであれば、多少の不便をしのいで片づけてしまふというくらいのはやばいじゃないかと私たは思います。もう取りかえという方針なら、これは時間の問題だから、早いほうがいいわけです。あたたくなるまで待つというのは、どうももうひとつ、こういう問題が非常に社会的な関心を集めておるときだけに、少しは姿勢がなまるように感ずるんです。一カ月というところがまず問題になるかもしれませんが、技術的に私はこれはもっと簡単にいくと思うんです。その辺、そう言うておるうちに、これはあたたくなくなってしまうと自然に解決するかもしれないが、私はそれくらいに、やっぱり昨年からの問題になっておるんですから、それくらいの自分につきばしい態度で処理してほしい。そうすれば、いままで苦情の出たおった人も非常に気分的にまたやわらぐんじゃないかと思うんですが、これ大臣どうですか。

○国務大臣(小林武治君) 私はこういう具体的な問題を国会で取り上げて督促をいただくことは非常にありがたいことだと思います。法務省のやり方は従来とかくスローであったと、こういうことが何事についても言われておりますので、そういう態度を直したいというのが私の強い希望でありますし、またいまの、あとから出てくる現業部門の人の増員問題ですね、あるいは各種の庁舎の問題、これらについては相当にこれはもう急がな

きやならぬ問題がたまっておるもので、こういう問題の解決については、これはもう事務当局におまかせしないで、私も、要するに職員の執務環境をよくする、こういう趣旨から、登記所にしましても、出入国管理にしましても、いろいろの庁舎の改築あるいは新築ですね、あるいは職員の増員、待遇、こういうものについては私は一番大事な仕事だ。御承知のように、法務省には別にさう大きなものを除いてはふだん政策的なものはない。大体の予算等が、要するに人件費、あるいは事務費、庁舎、こういうふうな問題でありますから、私はこれらの問題については自分でひとつ事情もお聞きをし、そして先に立ってこれを解決したい、かように考えております。さうな意味から、こういう具体的な問題については国会で督促をいただくことは非常に私はありがたいことだと、かように考えておりました。努力をいたします。それから、ただいまの問題につきましても、これはもうすぐにもやらせる、やってもらう、こういうことにはいたしますから、ひとつあとをこらぬをいただきます、こういうふうな考えです。

○龜田得治君 もっと早くやれそうですよ、私はあまり知らぬけれども、まあ金額もたいした金額ではないでしょうし、こういうものは適当に処理ができるはずのもので、たまたまの大臣のひととお答えの線で善処願っております。

それから第二は、これは大阪の入管ですがね、現場の实地調査をやりましたが、あそこでは、戸舎が狭いために調べる人がずっとほんのわずかの間隔で並んでおるんですね。そこへ外部から来た人に前にすわってもらって、みんなが一緒に調べおるわけなんです。これを見ましてね、なかなかちよっとお調べになる方も能率があがらないし、また調べを受ける方もちよっと言い渋ったりすることが出てくるんじゃないかという感じを受けたんです。すぐ隣にほかの知らない方がいて、同じように調べを受けておるわけですから、これ

はまあ場所が狭いものだから、しかたなくこういうふうになっておるんだということでありまして。私は、その狭さというものが、実際に仕事を内部の方がそこをがまんしてやればまあ何とか片づくという程度の狭さであればいいんですが、外部から来る人までその中身に非常に支障があるんじゃないかというふうな狭さですね、これは至急改めたいとかぬのじゃないか、問題によってはやはり人権問題にも関すると思うんですがね。そういう感じを持って見てきたわけですが、大阪の入管ですね、これは毎年仕事もふえていっているようですが、このままじゃいかぬ、一つの計画は持つてんだというふうなことはお聞きするわけなんです、実際にどういうふうな具体的な計画を持つておられるのか、御説明をまず願いたいと思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘のとおり、大阪の入管事務所というのはたいへん手狭になっております。そのほか、大阪にございまして法務省関係の出入先の中で、大阪法務局が、昭和二十五年の建築の木造庁舎で、継ぎ足しは若干してありますが、けれども、相当狭くもなっております。これが整備が必要であるという状態でございまして。また、近畿公安調査局、これが昭和二十六年の建築の木造でございまして、相当いたんでおります上に、史跡になっております難波宮の区域内にございまして、何とか手当てをしなきゃならぬ状況にございまして。したがって、この大阪入管事務所、それから大阪法務局、近畿公安調査局、この三つをまとめて、なるべく早い時期に、予算事情も勘案しながら予算措置を講じて合同庁舎をつくらなければならないというふうに考えて、検討しておるわけでございます。その敷地としては、さしあたり現在の大阪法務局の敷地が適当ではないかというふうな考えております。しかしながら、御承知のとおり、法務省所管全体としまして、全国に相当の狭隘、あるいは老朽、あるいはそれに近いものををかかえておりますので、それら全体を勘案しながらやらなければいかぬと思っております。

が、御指摘のような状況でございますので、大阪関係の三つの施設につきましては、予算事情の許す限り、なるべく早い機会に計画いたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○龜田得治君　そうすると、三つの合同庁舎というものを現在大阪法務局の場所に計画をしておるといことですが、いま課長から御説明のあったように、大阪法務局自体も非常に手狭なんですね。これはもう外来者がそのために非常に不便を感じておるといのが実情です。そういう二つの不便なものが重なっておるわけですね。だから、これはいまのような、ただ考え方と、方針というのだけじゃなしに、来年度からでも具体的なもの着手をしてみたいと、来年から着手としてもそれはなかなか完成までには年度がかかるのだと思いますが、それぐらいにこれはやってもらわぬといかぬのじゃないですかね。

地元でもらった資料ですが、大阪法務局で徴収する登録免許税ですね、これが年間四百億、手数料が二億八千万——これは昭和四十三年の数字ですね。昭和四十四年度ですと、税金のほうが百十二億、手数料が三億二千万と、毎年こう非常に上がっていったるわけですね。ところが、それに対する大阪法務局の予算は、昭和四十三年度が約五億五千万、四十四年はちょっと書いてありませんが、それは金の入ったものをそれだけ使うというのじゃ、これは国の政治は成り立ちませんが、あまりにもアンバランスが大き過ぎるじゃないか。やはり職員にしてみれば、それだけの収入手続というものをやるためには、やっぱり間違いがあつてはいかぬと、お金のことですからそういう気苦労などもするわけですね。だから、もう少しきちんとした職場に早くしてほしい。気持ちの一端として、そういうことも言いたいところなんでしょうね。気持ちにはわかると思うのです。だから、ぜひこれは来年度の予算——いま出ておる予算案では何もないわけですね、調査費もないようですが、もう一つ昭和四十六年度には着手できるような方向でやれないのですか。

○政府委員(伊藤榮樹君)　いま仰せになりますごとく、まことに私もとしましてもありたいお話で、ほんとうに心から私も何とか早くしたいと思つておるわけでございますが、何ぶん、下世話な表現で恐縮でございますが、私どもの家庭のさいふの中身が限られておりますところでの子供に先に物を買ってやるかというようなことでございます。現にこの程度に困つておるところが他にもあつたりいたしまして、たとえば、現在でございますと、名古屋の法務局等を計画をいたし、それとこれとが一体金銭的に一緒に一つのさいふから出せるかどうかという問題もございまして、仰せの御趣旨は非常によくわかります、私ももうそうしたいと思つたので、なるべく早い機会に実現できるように努力いたしたいと思つたんですが、なお若干検討してみまさんと、私も事務的な立場といたしましては、四十六年度からすぐもう取りかかれるかどうか、その辺はいまの段階ではどうもはっきりと申し上げかねる、なるべく早い機会にやらしていただきたいと思つておるわけでございます。

○国務大臣(小林武治君)　私は、いまどこへ行つても、地方へ行つて一番きいたのは三等郵便局と登記所だ、こういうことが言われておるのです。法務局の出張所関係の改築ですね、こういうものは大体十数年計画でやる、こういうふうなことが従来でありましたが、もうそれではいけないと、私は、どうしてもこれは五六年計画くらいに縮めて、要するに画期的にひとついまの法務局等の関係は改築しなければならぬ、こういうふうな考えておりますので、私は、来年度の予算においては、いまからもう計画をつくつてもらつておきます、こういうふうな計画をいたしまして、どうしてもこれらの問題を、ひとつ場合によつたらある程度政治的な扱いとしてでもこれを推進しなければならぬ、かように思つておりますので、できるだけそういうものも入れたら、こういうふうな考えております。とにかく建物はどうもかましかしこまことに粗末で老朽で困るのでありますから、いま

のように、私が申すように、五六年計画に縮めて、画期的なひとつこれらの計画の立て直しをしたい、かように考えております。したがつて、できるだけお話のようなことも早くに実現できるようにくふうをしたい。これは通常の事務的折衝ではいまのような大きな改築計画の変更はできませんから、これもひとつ私がやはり正面に出て話を進めたい、かように考えております。

○龜田得治君　まあひとつ小林法務大臣の腕を大いにふるうてもうて、ぜひこれは促進してほしいと思つた。ことに法務局の場合、これは大阪でもそうですが、あれだけのたくさんさんの書類を預かつていて、火災にでもあつたらたいへんなことになりま。そういう心配のある法務局がほんとうに全国にたくさんあるわけですね、大阪だけじゃなしに、これはひとつ画期的な何か促進策をとつてもらひま。と、権利書があるのですから。まあ普通の役所は大体人がいるだけです。それから行政関係の書類ですからあとからでもまた思い出してつくれるというふうな可能性のあるものが多いわけなんです。これはそういうわけにまいりません。だから、ぜひいまの大臣の考え方で促進をしてほしいと思つた。

これは庁舎ではないのですが、民事局長にちよつと尋ねますが、登記所の地図ですね、地図が、これが非常に古くて、そうしてまた現状と必ずしもマッチしておらぬというのが真相のようです。したがつて、分筆とか合筆とかいうことになりま。と非常に困る問題も起きたり、閲覧してもはつきりしないというふうなことがあつたり、これは非常な不便を感じておることは事実なんです。図面の補修なり整備という問題について、これも相当時間をかけなければならぬと思つた。何が、何か積極的に取り組む必要があるのじゃないかと思うのですが、これは実際に、裁判所なり、あるいは弁護士なり、そういう関係者の諸君からも強く出ておる要望なんです。図面の整備というものは、それからもう一つは、謄本をもらつても不鮮明

だということです。原本自体が非常に不鮮明な場合もあるだろうし、まあその場合には原本自身を早くつくり直していかなくやどうにもならぬ。しかし、まあ原本はきちつとしていても、写す機械がどうも悪いものだからはつきりしない、そういうものが法廷などにも出てくるというふうなことで、関係者が非常に困つておるわけですね。こういう点について民事局としてどういうふうな処理されるのか、ひとつ考え方を承つておきたいと思つた。

○政府委員(新谷正夫君)　いろいろ法務局の問題点につきまして御指摘をいただきまして、恐縮に存じます。最初にお尋ねの地図でございますが、これは御承知のように明治初年の地租改正の時代からの沿革がございまして、税務署から引き継ぎましたそのまゝの状態では大部分は現在まで至つておるのでございます。あの地租改正のいきさつがいろいろございまして、地図そのものが必ずしも正確なものではなかつたのでございまして、登記所で引き受けました以上は、これを正確なものにして、権利関係を明確にしていくということはどうしても必要なのでございまして。ところが、残念ながら現状はただいま御指摘のとおりでございまして、私どもとしましては地図の整備ということに非常に重大な関心事の一つになつておるのであります。もうすでに数年来、いろいろの試みをやつております。たとえば土地改良あるいは区画整理等の場合にでき上がります図面、さらに国土調査事業によつてでき上がります図面、こういういたものでもできるだけ登記所で利用できるものはそれを取り入れていくということのほかに、さらにいろいろ市町村等で備えてつてある比較的精度の高い図面もございまして。こういうものをマイラーで取りまして、それを登記所の備えつけの地図に利用しようということを年来やつてまいつておるわけでございます。この問題はたいへん重要な問題でございまして、私どもも一つの予算

上の重点としてこれまでやってまいったわけでございす。ただ、そのような地図の手がかりのあるところはその方法もとれるわけでございすけれども、ごく一部でございすけれども地図が必ずしもないところもあるわけでございす。こういったところにつきましては、やはり新規に測量いたしまして地図の作製にかかる必要がございす。これはなかなか重大な問題でございす。現に国土調査を経済企画庁でやっておられますが、このほうとも緊密な連絡をとりながら、できるだけこれを推進していただくようお願いはいたしておるわけでございすけれども、登記所で必要といたしますものと国土調査の面でやっておられます面が必ずしも一致しない面もございす。そこで、最近経済企画庁等とも相談をいたしまして、この仕事の分野をもう少しお互いに明確にして、法務省でやるものは法務省で積極的に行わないで、国土調査のほうでやるようにお願いをいたしてございす。その着手いたします準備作業といったしまして、実はモデル的に若干の箇所を指定いたしまして、実際に測量いたしまして地図の作製作業もやってみようとした。来年度もそれをさらに推進してまいりたいと、このように考えておるわけであります。

予算の面で申しますと、四十四年度におきましてはこの地図の作製整備の経費が四千九百万円計上されておりましたが、来年度は四千九百万に増額になっております。わずかでございすけれども、できるだけこの地図の整備を促進したいという考えで、このような措置を講じておるわけであります。

次に、登記所の謄本がまことに不鮮明であるというおしかりを受けます。庁によつてはそのようなところはないようございす。私どもも、機会がありますたびに、一般国民に迷惑のかからないように謄本は鮮明なものにして出す必要があるということをたびたび注意はいたしておるのでございす。御承知のように、登記所はいま非常に人手不足で、事件はふえますし、ま

とに多忙のきわみを尽くしておるわけであります。そのような状況下でつい事務の扱いが粗漏になる場合もあるのじゃないかというように、私心配いたしておりましたけれども、ただいま申し上げますように、この点はいへん重要な問題でございすだけに、機会をつかまえて、そういうことのないように指導をいたしておるわけでございす。そのためにどのようなことをしたらいいかということが問題になるわけでございす。これは原本が、御指摘のように、不鮮明なものがございす。最終直後の粗悪な用紙を使つて登記簿をつくりましたものは、機械になかなかうまく乗っておりません。そこで、まずその根源を直す必要があるというので、これも前にも申し上げたのでございす。粗悪な用紙の移記作業と称しまして、悪い用紙を使つた登記簿の改正作業をやらせております。これが完成いたしますと、機械にも乗りやすくなりますし、また登記簿そのものの保存の面から申しまして、また有用であるかと思ひまして、鋭意その点につきまして努力もいたしておるような次第であります。

予算の面を申し上げますと、四十四年度におきましては約四千万でございす。来年度におきましては六千万に予算がふえております。この粗悪用紙の移記作業といふことは登記所の中ではことに重要な仕事でございすので、できるだけすみやかにこのような粗悪用紙がなくなるような方策を積極的に推進してまいりたいと、このように考えております。

なお、この用紙を改正いたしまして、機械が十分でございせん、やはり謄抄本の作製が完全なものになりませんので、これもいろいろと私どものほうでも研究いたしまして、機械の導入について積極的にやっております。

御承知のように、最近機械の開発がたいへん進んでおりました。毎年のように新しい機械が次々に出ております。これも十分調査いたしまして効果のいいものを採用しようということで、この登記所の事務の機械化ということ、これも一つの

重点項目といたしまして努力いたしておるわけでございす。来年度におきましては、いろいろの複写機がございすけれども、合わせまして全部で約三百七十台くらい購入の予定でございす。その金額は約四千九百万円をちょっとこえるぐらいの金額になっております。

いづれにいたしましても、現在の登記所の事務量の増加に対処するために、増員のほかにこういった内部的な事務の取り扱い方の積極的な改善が必要であると思ひまして、そのほかにもいろいろございすけれども、ただいま御指摘の点につきましては、ただいま申し上げるような状況で、積極的に私どもとしましては推進してまいりたいと、このように考えておる次第でございす。

○龜田得治君 詳細な御説明をいただきまして概略わかりました。いま昭和四十四年度について予算上の数字もお聞きしたわけですが、そういうテンポでいきますと、まあ大体図面なりあるいはまた謄本を出す場合でも、整備されたというふうなかつこうになるまでには何年間ぐらいかかるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) まあ、いろいろの問題がからまっておりますので、一がいには申し上げられませんが、あと四、五年すればかなり整備するんじゃないかと思ひます。これは、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、登記所庁舎の整備そのものもテンポがのろいといへばのろいだろうと思ひます。事務の効率を上げますためには、私が申し上げましたように、ただ事務的な面だけの問題でなくて、執務環境が非常に影響するわけでございす。これは具体的に申し上げれば例は幾らもございす。たとえば東京の日本橋の登記所というのがございす。これは商業登記専門でやっておりますが、これがかなり事務が滞滞したことがございす。これを解消するためいろいろの事務の取り扱いの面におきまして改善の措置を講じたのでございすけれども、それでもまだ十分でなかった。そこで思ひ切つて、現在仮

庁舎でございすけれども、庁舎の中の倉庫と事務室との関係、あるいは事務機の置き方、そういった点に思ひ切つて新しい試みをとつてみたのでございす。そういたしましたところが、従来謄抄本の交付に約一週間ぐらいかかっておりましたのが、全部その日に処理できるようになった。これは一にあげて庁舎のあり方の問題だと思ひます。もう一つは、そういう庁舎の問題と事務の面もあわせて考えまして、できるだけすみやかに正確な仕事ができるようにしていきたいというのが私どもの考え方です。たとえば粗悪な用紙にいたしまして、これはまだいまのところ全庁についての計画ではございせん、比較的忙しいところについてはまず処理してまいりまして、さるわけでございす。それが終わりますと、さらに引き続いてその他の登記所にも及ぼしていかうということもございす。とりあえず緊急を要するところをいまやっておりますわけでございす。しかし、先ほど申し上げましたように、あと四、五年もすれば、庁舎の整備もある程度完了いたしまして、また事務の体制もかなり整つてくるんじゃないかという感じがいたしております。まあこれからいろいろ問題が出てくるかと思ひますけれども、私どもいろいろの面を知恵をしぼりまして、できるだけ積極的にこの問題を解消する方向に努力いたしたいと考えております。

○龜田得治君 その来年は相当複写機をいいのを買い入れるということですが、古くてあまり性能のよくないやつですね、これはどういふふうにするんですか。それを使つておれば、どうしてもそのやつは不鮮明だ。だから、これは普通ならば、ちょっと早く処分してもらつて、もったいないと思はれるものであつても、事務がそういう謄本という問題ですから、そういうものはいつまでも使わないで、新しいのが一方にあるわけですから、何とかそういうのは全部はかへ回すなり、あるいは同じ国家の機構なんですから、多少薄くてもいいという役所はないだろうが、まあこんな程

度でも使えるというふうな個所がほかにあればそちらに回すなりして、その古いやつ、悪いものとわかつておつてそれを使わせ、苦情が来るのはそれを使つておる担当者にとり来るわけですね。だから、担当者としてはどうにもならぬわけですね。その辺の事を思い切つて何か処分するやうな一処分する以上は、それに対する取りかえをこれは当然大蔵省考へるべきなんです。事柄の性質上当然そうすべきだと思いますが、普通の処分の概念よりも早くそういうものを処理してしまふ、そういうことはできませんか。

○政府委員(新谷正夫君) この複写機につきましては、登記所の機械化を考えた最初からの問題でございます。ただいま御指摘のように、性能がだんだん悪くなつてくることは、これは避けられません。それをどうしておるかということでございますが、複写機の配付が十分でない時代におきましては、ただいま御指摘になりましたように、比較的忙しくない登記所へそれを回していきと、そうして忙しいところには性能のいい新しいものを導入する、こういう措置を講じてまいりました。しかし、おかげさまで、来年度の予算で購入いたします機械を含めまして、いま複写機の総数が日本全国で約二千台ぐらゐになつております。そういったと、大体各登記所におおむね行き渡つてゐる状況になつております。この上は、性能の悪いものが出ますれば、やはりこれは新しいものと取りかえていくべきであらう、いわば機械の更新でございます。古いものは廃棄し、そこへ新しいものを導入していく。さらに、今後可能な限りこれはできるだけ活用していく必要がございますので、ある程度のもは末端のそれほど忙しくない登記所に保管転換をするやうなこともあると思ひますけれども、これからの措置といたしましては、この急速に動いておる情勢に對処しますためには、できるだけ性能のいい新しいものをどんどん取り入れていくべきであらう、このように考へております。古くなったものは、当然これは廃棄いたしまして更新していくというこ

とになるだらうと考へます。

○龜田得治君 これは希望ですが、予算等に制約されておる事情はわかりますが、登記所なんかの場合には、とにかくいいものが出てきたら、全部が各官庁に行き渡るというふうによつぱり早くやつてほしいですね。そうせぬと、登記所によつて非常に鮮明な謄本をもらえる、ある場所ではどうもはつきりしないということになると、責任はそれは機械にあるのですけれども、どうしてもその登記所に苦情が来る、担当者も忙しい仕事をやつておりながらおもしろくない、そういうことになるわけでは、普通のこの物件の更新ということよりも早く切つて早くやつてほしい、事柄の性質上これはひとつ希望しておきます。大臣にもひとつその点を……。

それではもう一つ、神戸の入管の関係ですが、ここでも具体的に視察をしてなるほどと思つたことが、二点あるのですが、一つは、神戸港が非常に大きくなつてゐるのです。新しい橋ができた、ポート・アイランドというのですか、新しく港の中を埋め立てて、そしてそこに船がたぐさん着く。これは一部すでに使用しておりますね。そういう関係で船が足りないということをやつてゐるのです。現在の船は昭和二十八年と三十二年に一隻ずつつくつてもらつたが、第一速力がのろいというのです。非常に忙しいときに、のろいので走つてゐると、やぱりいらいらする。税関のほうはとて速いらしいのです。さつと来る。こちらのほうは入国手続を早くやつてやりたい。外国から来たお客さんにしてみれば、ともかく日本の船は税金取つたり何かするほうの船だけは速いけれども、お客さんのサービスの方はちょっとおそいというふうな感じを与えるやうじゃ、これはまずいなあと、これは役人の人が言うのじゃなしに、われわれが視察をして感じた、そういうことなんです。それで、速さもさることながら、二隻ではとても足らぬ。足らぬところに速力がおそいのですから、これはもう限度にきてゐるから、どうしても至急一隻鉄のいいや

つを、税関が使つておる程度の性能のやつを一隻はどうしても至急そろえてほしい。それから、現在自動車が一泊あるのです。これももう一台ふやしてほしい。いろいろ説明を聞きますと、なかなかやぱりたいへんやうです。橋がふえてきたりすると、こちらへ行つたやつを、こちらの仕事を済ませてすぐこちらへ走つていくとか、いろいろあるやうです。これは実務上入管の役所の方で困るだけじゃなしに、結局外から来た人がそれだけ待たされるということになるわけですが、何とか早くわすかのことだからやつてもらわなければいかぬなとぼくらは感じました。きょうは特に人のことは触れないつもりでありますが、入国審査の手続の関係で非常に不足しているというのです。審査官六名はほしい、神戸港だけで。これに万博等開かれてこれはもうたいへんなんです。といふことをこまかく現場で説明を受けました。が、なるほどと私たちも思ふのですが、これはおそろく本省にも陳情が来ていると思ひますが、何かこれに對して、万博も十五日から始まりますが、そろそろお客さんがふえてきてゐるわけですが、臨時的な措置なり、これをお考へになつておるのだらうと思ひますが、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(西澤憲一郎君) 龜田委員はじめ法務委員の方々に親しく神戸港を御視察いただきまして、まことに適切な御指摘と御鞭撻をいただきまして、われわれ感激しておるわけでございます。が、確かに、御指摘のとおり、神戸港は非常に最近港域が拡大いたしまして、勤務しておる職員としましては相当な労働の強化になつておることは事実でございます。われわれも予算の面においていろいろ大蔵省にお願ひしまして、御指摘になりました舟艇につきましては、そのうち一隻は新鋭の舟艇に四十五年度の予算を通りました更新することになっております。これを大型にするという問題につきましては、実はまだこのほかに舟艇が不足しておる港が幾つかございまして、逐次その整備を全般的に終えた上で、さらに

その後に大型化と、あるいはスピードの速いものも考へております。しかし、今度新しく配備されます新鋭の一隻が配備されますと、だいぶ能率が向上するのではないかと考へておる次第でございます。

また、自動車につきましても、これは老朽化しておりますので、できるだけ近い間に更新したい所存でございます。

そのほか一般の審査の関連といたしましては、御指摘になりましたポート・アイランドのところ、羽田のブリス式の専用の審査場を設けて、そこに審査官を配備することによってある程度、まあ交通整理といひますか、若干の合理化が行なえるのではないかと考へております。

その他増員の点につきましては、万博のためには、観光船が参りました場合には随時近傍の入管から応援の職員を繰り出せるように、この点は旅費の配付を受けております。その他、まあなるべく、港のことでございまして、非常に年配の方なんかは、臨船の審査なんかには、困難なといひますか、苦しい向きもございまして、人員につきましてもできるだけ精鋭を神戸港には送り込むという配慮をいたしまして、何とか当面の事務の繁忙化を切り抜けていきたいと考へておる次第でございます。

○龜田得治君 そうすると、いまの御説明ですと、船と自動車は台数、隻数はふやさないで更新すると、そういうふうになつてゐるんですが、さうですか。

○説明員(西澤憲一郎君) そのとおりでございます。○龜田得治君 更新だけじゃいかぬのじゃないですかね。更新もけっこうですがね、それだけ能率が上がりますから、特に船の場合には、ともかく入つてくる船の数がふえておるやうですね、その資料もいただきましたが、そういうことで、どうしても二隻では困る、手分けしてやらなきゃならぬということになるんでしょう。忙しいのに速力がおそいものだからよけいらいらする、そういう

う状態だったのだらうと思うが、そのいらいらの原因である速力ですね、それは今度更新される船というものはどんな程度よくなるのですか。

○説明員(西澤憲一郎君) 速力の点では現在の型と同じものでございますが、ただ現在のものは非常に老朽化しておりますために、実は性能一ぱいの速力も出せないといったような事情でございます。なので、この新しい新鋭艇が入りますとだいぶあるいは能率は違ってくるかとも思います。その他エーゼントの方なんかをいろいろ極力依頼いたしまして、できるだけ事前に、入港する船舶の時間とか、停泊場所とか、そういうものを前広に知らせてもらいまして、なるべく臨船を効率的にやっつけていくとかいうふうな努力もいろいろ重ねておる次第でございます。

○国務大臣(小林武治君) いま入管の問題がいろいろ御指摘がありますが、とにかく世界じゅうで一番手間が取れるのは日本の入管だと、こういうことをもう言われておることは事実であります。日本に入ってきて一番日本の印象に残るのは入管の問題だ、こういうことまで言われておりますから、私は、ともかく事務の迅速化は政府としても大いに努めなければならぬ、かように思っております。ただいまのお話もごもっともなお話でありますので、私もこれは氣をつけてまいりたい、かように考えます。

それから人の問題であります。とにかくいま一番政府がやかましく言うのは増員の問題。したがって、私どものほうの登記事務とか、入管事務とか、こういう受け身の現業事務は、一般のほかの官庁要員と同じように考えておつては事務に對処できない、こういうふうには私に思うのでございまして、これらにつきましては、私はひとつ特別な配慮を政府にも頼まなければならぬ、そういうふうには思っております。入管の人員であります。が、こゝしはまあ万博の関係もあって、羽田にも、少ないので、とにかく十一人の入国審査官の増員と、あるいは警備官を三人ふやす。それからまた伊丹の空港につきまして、四人全く純増の

増員をしておるわけでございます。法務省全体としまして、毎年既定の減員があるものでありますから、こゝしもある程度定員を組んだが純増は四十六人しかないということでございます。その中からそれだけの配置をしたということで、だいぶそのほうに注意はいたしておりますが、いまだお話のようなことがやはりあります。伊丹空港などもお話があるかと思ひますが、これもいまのような増員をしたり、よそからの応援をさせたりしたい、こういうふうには思ひます。かように考えまして、とにかく入管事務の迅速ということにつきましては、非常にわれわれも注意をしております。

それから、やはり事務所の狭隘等の関係がありまして、入国審査をしておる場所なども非常に不適当なものがあるものでありますから、こういうものもぜひ改良していきたい、かように考えております。御注意の点は、私どもも、いまの物的設備の関係は、やはりどうしても来年度予算においては相当な配慮をしなければならぬ、かように考えております。

○龜田得治君 まあ大臣ひとつ、非常に積極的な御意向を示しておられますから、この程度にしておきますが、ぜひ来年は、自動車一台、船一隻、これをやはりふやすような姿勢で検討してほしいのです。そうしなせんと、あなた、急ぐために自動車事故などが起きたらどうなんでしょうか。これはあなた、上の責任ということになると思ひます。よ。船の場合だって。法務省のほうは衝突事故などを起こしておつたのでは、それはとても示しがつかないわけですね。しかし、忙しさのあまりついそういうことが起きてはたいへんなのです。だから私は、やはりそれだけの強い現実の要求——数字をはじいて出てきておるやつですから、これは何とか本省の車一台減らしてでも回してやるくらいにしてほしいと要望しておきます。

それから最高裁の関係が二、三ありますが、その前に、自治省の税務局長、一つですから先にお聞きします。

弁護士会館の固定資産税ですね、これを法律上免税措置にしてほしい、こういう要求が非常に強いわけですね。これは理由は、申すまでもなく、地方税法の三百四十八条に免税の団体というのがたくさんありますね、これらの団体と比較して決して弁護士会というのは公的な面において薄いことではない。こういう団体を免税にしておきなから、戦後の弁護士会を同じ扱いにしないのか。特に、戦後の弁護士会というのは、簡単な表現で言え、日本の司法の三本の柱の一つです、法律上。これがないと日本の司法制度が成り立たぬようになっているわけですね、制度的にも。そういう特殊な、法律でできている公法人に対して、なぜ固定資産税を免除できないのか。これは金額の問題とは違うということで、これは地方自治体でそういうことを了承して免税措置をとってくれている場合もあるわけなんです。しかし、それはだめじゃと、法律がきつちとならなければいけません。いかと、今回の調査でも相当強い要求が出たわけですね。前にも法務委員会でも一度議論したことがありますが、自治省のこれに対する考え方をひとつ承つておきたいと思ひます。

○政府委員(降矢敬義君) ただいま御指摘のような弁護士会の性格というものは、全とおっしゃるのとおりであると思ひます。現在地方税法の三百四十八条二項に書いてありますような団体の事務所などと比較しても、あるいは同一に並ぶものかと思ひます。ただ、いままでいろいろ並んでおるものは、かなり古い時期のものからバランスをとつて、大体三十五、六年ごろまででありまして、その後、たとえば公団、公社におきまして、あるいは国立競技場というような国が出資をした特別な法人でありまして、少なくとも大きな事務所をかまえておるというようなものにつきましては、ぜひ固定資産税を負担してもらいたいということ、国がそういうふうなことで設立した事務所につきましても負担を求めるということで法律の整備をしてまいつたわけでございます。逆に、いま先生御指摘のように、弁護士会館などについても非

課税の要望が団体からおありだというお話でございますが、これは地方団体のほうからはいわゆる非課税規定の整備ということでいつも問題にされますのは、実は三百四十八条にあげられております各種の団体事務所、地方団体側からもぜひ整備をしてもらいたい、非課税規定の整備というときにはぜひあれを改正してもらいたいということが長い間要望としてあがってきているわけでありまして、そういうことにつきまして、私たちは、事務所につきましては、国が認めている公団、公社をはじめといたしましていろいろな団体につきましても負担をしていただきたいということ、法律を整備したわけでございます。ただ、最後に先生御指摘のとおり、地方団体が地方税法第六条の規定に従つて独自の判断に基づいて減免の措置を条例で定めるということでありまして、これは法律に基づいて独自の判断でございまして、その点で問題を解決してはるべきじゃなからうか、こういうふうには思つてございまして。

○龜田得治君 非課税団体がぐやみにふえるということは、税金を取り立てるほうから見てもおもしろくないことだと思ひます。ただ、本件はそういう一般的な気持ちから判断されちゃ困るわけなんです。それはよくもみそも一緒です。そういうことで、整理すべきものは整理し、新たに加えるべきものは新たに加えていくということになれば、筋が通らぬと思ふんですね。それで、弁護士会館の場合ですと、これは全部で五ヶ所、五十前後で、全国で五十に満たぬ数なんです。五十前後なんです、各府県に一つなんです。東京だけ三つ——歴史的な経過もありますが、そういうものから、決してそれが全体の微税にどう響くというものじゃないわけですね。ともかく弁護士会のいまの使命からいいますと、たとえば、現在、裁判官、検察官、弁護士になつていくには、二年間の修習をやるわけですね、試験通つたあと。その間、一定期間弁護士会がその責任を持つわけですね。非常に重要な仕事をやっているわけですね。そのほか法律扶助の関係とかね。これは法律上義

務化されているのですから、だからそういうふうなことをずっと検討すると、あそこにくさん並んでいる団体ね、どうかと思うものもありますよ。じゃあそれかというところは、私から言う筋合いのものじゃない。それは皆さんのほうで整理すべきものはしたらい。それは多過ぎるからというて、新たに加えるものはどんな理由があるうとなくお断りだ、そういう考えじゃそれはいいかぬと思うのです。そんな考えだから整理もできないわけですよ。だから、そういう意味で、まあ例でおやりになるならけっこうだなんて、そんな、地方にまかせるとなると、弁護士会に言っているのは、自分たちの公的な性格というものを自治省自身が認めるべきだと、そのことを言っているのです。だから、これはひとつよく研究してください、弁護士法自身をね。法律上どれだけの義務があり、どういう仕事を具体的にやっているのかといったようなことについて検討してもらって、ひとつ前向きに結論を出してほしいのです。無理やりには言いません。納得してもらわなければいかぬわけですね。どうですか、そこまですべて研究しておらぬのじゃないですか。私、説明に行ってもいいですよ。どうですか。

○政府委員(降矢敬義君) 弁護士会の性格は弁護士法に書いてありますとおりでございますが、もちろん具体的に私が詳細に承知しておるわけじゃございません。ただ、私が理解しているところでは、いま先生のおっしゃったようなことでありまして、公的な団体であることにはもちろん間違いはないわけでございます。ただ、私たちの考え方としては、要するに、事務所というふうなものにすぎましては、国の公団、公社、あるいはその他事業団等におきましても、少なくとも一つの店をかまえておる場合には、その店というが、事務所というもののについての固定資産税だけは負担していただきたいということで、新たな事務所の追加ということはずっとやってきておらないのでございまして、そういう意味におきまして、整理をできないということについてのおしかりは甘受しな

ければなりませんけれども、新しく事務所の非課税を追加していくという考え方はとらないということでもまいってまいりますので、そういうことで御了承いただきたい、こう思っております。

○龜田得治君 とらないといつて、そんなことはかつてじゃないですか、あなたのかつてな一方的な方針ですね。現に非課税の団体がたくさんあるわけでしょう。これが多過ぎるものだから、とらない、追加はね。そんなことはきわめて形式的ですよ。しかし、新たに理由のあるものは当然加えていかなければ、その筋は通らぬですね。そんな答弁じゃ、とても承でできるものじゃない。新しいものは何もかにもとらぬのだ、加えないのだ、それじゃともかく早く言い出したものが勝ちだと。そんなものじゃないでしよう、国の政治は。それはあなた、根本的に検討しなければならぬですよ、検討すべきじゃないですか。そんな答弁じゃ筋が通りませんよ。

○政府委員(降矢敬義君) いまあるものが多いからどういふことではございませんで、つまり、公的団体というものにつきましては、公団、公社、事業団というふうなものから、ずっと公的団体というものがたくさんあると思いますが、まあ国が特別の出資をして法律で設立する、こういった団体につきましても、事務所につきましては非課税というものをとらない、納めてもらうのが筋じゃなからうか、こういうことで法律の整備をはかってまいりましたので、そういう意味からいいたしまして、弁護士会もなるほど公的団体でございますけれども、やはり事務所に関しては、法律で非課税にするというとはいかがなものか、こういうことで御答弁申し上げているわけでございます。

○龜田得治君 それは筋が通らぬです。そんな答弁は。まあきょうは、これは一つだけ注文しておきます。それは研究してください。そんなことはない。何であらうと事務所があれば取るんだというなら、みんな取らなければだめですよ。先に何

かうまくかけ込んだものが勝つた、そんなことは国の政治は筋が通るものではないです。まあこれだけにしておきます。

最高裁のほうに三つばかり伺います。

第一は、大阪の裁判所の合同庁舎ですね、これは予定は聞いておるのですが、あらためてここで明らかにしてほしいのですが、完成の予定はどういうことになりますか。

○最高裁判所長官(大内恒夫君) 大阪高等裁判所の完成の時期でございますが、昭和四十四年度、つまり、現在工事に着手いたしましたので、第一期工事と第二期工事に分かれております。第一期工事におきまして法廷棟をつくりまして、これが昭和四十六年度に第一期工事の法廷の部分ができ上がるわけですね。第二期工事といまして、四十六年度から四十八年度まで三カ年かかるとして、事務部分、事務棟と称しております。そのほうの工事を完成する予定でございます。ただいまお尋ねのございました工事の完成時期は、昭和四十八年度ということになるわけでございます。

○龜田得治君 そこで一点だけお聞きしますが、裁判官の部屋というものは、完成された場合のことがうとしてはどういうことになるのか。もう少し具体的に言いますと、裁判官に個室がちゃんと配付されるようになるのか。

それからもう一つは、同じ個室であっても、一日おきに使うということになるのか、そうじゃなしに月曜日から土曜日までともかく専用でそこを使えるようになるのか。その辺のところを、きちんとした計画が立っておらぬかもしれぬが、しかしそんなことを頭に入れなければいかぬわけですね、これだけの工事です。考え方を承っております。

○最高裁判所長官(大内恒夫君) 裁判官の部屋でございますが、現在大阪の裁判所の裁判官の部屋は狭い状況でございます、現在では裁判官それぞれに机が十分配置されていない、いわばきわめて劣悪な状態になっているわけですね。のみならず、裁判所も堂島地区と法門坂地区に分かれて

おりまして、関係者にたいへん御不便をおかけしておるのでございます。私もといたしましては、早急に、裁判官室を含めまして、裁判所の職員との関係等も改善いたしてまいりたい、かような方針で鋭意実現のために努力しているわけでございますが、ただいまお尋ねのございました裁判官室はとりわけ重要な問題であると考えております。裁判官室につきましては、現在こまかい設計をなしておりますが、広さで申しますと、現在は法門坂地区を含めまして裁判官室の合計が約千五百坪でございます。今度の計画によりまして、これを三倍以上でございます三千五百坪に拡張するというのを目的といたしております。裁判官が勤務いたしまして、現在は一つの机を共用しているような非常に悪い環境でございますが、今度はそれをすっかり解消いたしまして、裁判官が月曜日から土曜日まで、つまり毎日出勤して自分の部屋で完全に執務できるような体制を必ず実現するように、私どもとしては計画いたしているわけでございます。

そこで、裁判官室の中をさらに具体的にどうするかというお尋ねでございますが、これにつきましても、裁判官室を個室に近いような形にできただけ整備いたしてまいりたい、かように考えております。もともと、各裁判所によりまして、合議部の部屋のあり方といたしまして、できるだけ裁判官が三人集まって仕事をしたいというふうな要望も場所によってはあるわけでございます。大阪はまた大裁判所でございますので、さらに現地と打ち合わせをいたしまして、完全個室にいたしますか、そこら辺につきましまして、最終的な設計を詰めます段階でよく検討いたしたいと考えております。いずれにいたしましても、裁判官が裁判官室におきまして訴訟記録を読み、いろいろものを考えるということにふさわしい静かな環境を整備して、個室に近い環境を整備してまいりたい、かように考えております。

○龜田得治君 ぜひそういう考え方で整備してほしい、これはもう重ねて要望しておきます。裁判

官の数に足らぬとか、しよっちゅう問題になるのだが、こういうことをきちんとしてもらんなさい、これはもう必ず希望者が何しか私はふえてくると思うんですよ。それは、いまの大阪の裁判官の部屋の状態を修習生が見ておたら、とても行こうかという気には私はならぬと思うんですよ。よほどまあそういう乱雑なところを好きな人は別としてね。まあ、あまりそういう人は多くはないと思う。ぜひこれはひとつきちんとやってほしい。

それから、神戸の家裁で非常に調停室が不足しておることをお聞きしたのですが、幸いあそこは敷地があるわけですね、多少の調停室の増築などは、部屋がないんじや、これはもう話にならぬわけですね。何かその点はお考えになつてゐるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 神戸の家裁調停所の調停室が不足しているというお話でございますが、実はまだ現地から具体的に要望が出てまいつておりませんで、おそらくは今回御視察の際に最近の実情に基づきましてそういうお話があったものと考へておりますが、非常に有意義なことを承りましたので、早急に検討いたしまして、実情に沿うような配慮をいたしたいと考へております。

○龜田得治君 調停室というようなのは、ぜひたく言っちゃ切りがないかもしれぬが、多少使わない時間があつても、必要な場合にとかく場所がない、これじゃ非常に大事な機会などを逸するといふふうなこともあるわけですね、ぜひこれはひとつお調べ願ひたいと思います。

それからもう一つは姫路支部のことですが、あそこでも何か増築の計画があつたようですね。ところが、あそこはちょうど姫路城の近くになる。何か文化財の關係、文化財保護法の關係ですか、何かそういう關係で文化庁が承認をしないので、それで増築の計画が取りやめになつたようですが、現地では非常に残念がついてゐるわけですね。私も事情を聞きましても、現在の裁判所の構内に

若干増築をするという話なんです。現在の構内をさらに手に入れたら、姫路城の近くのどこかの土地を新たに手に入れる、そういうのじやないに、現在の構内の中にその建物がある、その建物に若干の増築をする、それは文化財保護の關係からだけだけ支障があるのか。私も文化財保護はやかましいのですよ。これはもう、最近のようないふやういふぢやないものであれば、開発であれば、私自身反對してゐる一人なんです。しかし、姫路支部のようないふ問題は、これはちよつと文化庁としては介入し過ぎているのじやないか、横やり入れ過ぎているのじやないかという感じを持てゐるので、一体向こうはどういう説明をされ、そうして裁判所としてはどういう考へでその説明を受け入れられて引き下がつてゐるのか、その辺をちよつと説明してほしいのです。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 姫路支部の庁舎のことにつきましては、いへんありがたう御支援のことばをいただきまして、深く感謝を申し上げます。

姫路支部の庁舎は昭和三十五年に新しくでき上がった庁舎でございますが、私もいいたしましても、増築をしなければならぬ状況だと感じておりました。実はかねてからそういう計画をつくつておつたわけでございますが、ただいま御指摘がございましたように、文化財の關係と申しますのは、姫路城のすぐ前にある建物でございます。現在特別史跡というものに指定されてゐるわけでございます。その關係で若干話がむずかしくなつてゐるわけでございますが、具体的に申しますと、姫路市の当局といたしましては、姫路城のすぐ前の地区でございますので、地元といたしましては、裁判所の付近も含めまして、将来それを緑地にしたい、現在ある裁判所の建物も将来は撤去してもらつて緑地にしたい、そういう計画なので、裁判所の敷地内についても現状を変更するような増築をすることは差し控えてもらいたいというのが地元の意向なのでございます。しかし、特別史跡に指定されてゐるほどの地区でございます。

す。非常にいい地区でございますので、裁判所としては、現在地にさらに増築をいたしまして裁判所を整備したいというのが私の念願でございます。で、その点に食い違ひがあるわけでございます。で、私もいいたしましては、現在地元におきましてその折衝を重ねてゐるわけでございます。で、できるだけ早い機会に姫路支部の庁舎の増築を実現したい、かように現在も考へてゐるわけでございます。そのためには、現地における折衝を通じて、これが若干手間はかかるかと思ひますけれども、私もいいたしましても強い関心を持っておりまして、ことに、今回法務委員会の方々が現地におかれましてつづきにそういう方々の声をお聞きになつて、いまだにそういう力強い御鞭撻のことばもいただきましたので、この機会にさらに検討いたしまして、現地とも密接な連絡をとりながら、私もいいたしましては、将来私どもの希望に沿うように、実現いたすように一その努力を重ねたいと、かように考へてゐるわけでございます。

○龜田得治君 それを聞いて一応安心いたしました。もうすでにあきらめてしまつたのだと思つたのですが、なるほどそれは、ああいういい場所です。姫路城の周囲全体を緑地にしたいとか、そういう気持ちはよくわかります。しかし、現にあるのですから、裁判所が。そして裁判所も、ほんとうはそういう静かなところのほうがいいんです。だから、何かここで公団がアパートをつくとか、そういう問題とは違つたわけ、いろいろと外観というふうなこともあるかもしれないが、あるものについてちよつとつけ加えるだけだから、外観全体がそれほどかわれるとか、そんなものではないと思ひます。昭和三十五年にできたわけですから、まだ建物はしっかりしております。当分ここにはいなければならぬわけですね、どうしても。だから、その辺は文化庁もよく説明すれば私は納得してもらへる案件だと思ひますからね。ぜひひとつこれは話し合ひをもつと煮詰め、筋が通るようによ善処してもらつたように要望し

ておきます。それから、総務局長来ておられますが、ひとつ事務局長にもそのことは特に伝えておいてください、いいですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいま龜田委員からのお話しの趣旨、十分歸りまして事務局長に報告いたすことにいたします。

○委員(小平芳平君) 他に御発言がなければ、本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日これにて散會いたします。

午後零時十二分散會

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

一、戸籍法の一部を改正する法律案

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「千三百円以内を千六百円以内」に、「千四百円以内を千四百円以内」に、「二千円以内」を「二千七百円以内」に、「千六百円以内」を「二千三百円以内」に、「八百円以内」を「十三円以内」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一條中、「外国又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては」を削り、「しなけれ

し書を削り、同条に次の一項を加える。

汽車その他の交通機関（船舶を除く。以下同じ。）の中で出生があつたときは母がその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときはその船舶が最初に入港した地で、出生の届出をすることが出来る。

第七十二条中「第八百十一条第三項」を「第八百十一条第六項」に改める。

第八十八条中「外国又は命令で定める地域で死亡があつた場合を除いては」を削り、「しなればならない」を「することが出来る」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関の中で死亡があつたときは死体をその交通機関から降ろした地で、航海日誌を備えない船舶の中で死亡があつたときはその船舶が最初に入港した地で、死亡の届出をすることが出来る。

第八十九条ただし書中「前条の地域」を「法務省令で定める地域」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（死産の届出に関する規程の一部改正）

2 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「死産後七日以内」の下に「届出人の所在地又は」を加え、ただし書を削り、同項の次に次の一項を加える。

汽車その他の交通機関（船舶を除く。）の中で死産があつたときは母がその交通機関から降りた地の、航海日誌のない船舶の中で死産があつたときはその船舶が最初に入港した地の市町村長に死産の届出をすることが出来る。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

3 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行なおうとする

者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第六条及び第七条 削除

第八条第一項中「前三条」を「第五条」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第一号中「第三条から第七条まで、」を「第三条、第四条、第五条第一項又は」に改める。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（死体解剖保存法の一部改正）

5 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第八条第一項」を「第八条」に改める。

昭和四十五年三月二十三日印刷

昭和四十五年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局